

令和 2 年度行政評価等プログラム

総 務 省

令和 2 年度行政評価等プログラム

総 務 省

令和 2 年度以降の調査テーマ等や行政評価局の業務（「行政評価局調査」、「政策評価の推進」及び「行政相談」）について当面の運営方針及び重点を以下のとおり定める。

なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 13 条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

1 行政評価局調査

(1) 常時監視活動

行政相談委員や地方公共団体、関係団体等といった地域の関係者との平素からの意見交換や情報共有等を一層図り、各府省における施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える問題や疑問等について、行政相談事案及び行政相談委員意見から得られる情報も含め、常時、情報を収集・整理・分析することにより、行政上の課題を把握する活動（以下「常時監視活動」という。）に積極的に取り組む。

この活動の成果については、令和 2 年度は、プログラムに掲載するテーマの選定の検討に生かすだけでなく、必要に応じ、内容にふさわしい方法で国民及び地域の関係者に積極的に還元することに努める。これは、国民及び地域の関係者からの信頼を高めるとともに、情報収集等の能力の向上を図る目的で取り組まなければならない。

(2) 調査テーマの選定及び令和 2 年度以降の調査予定テーマ等

調査テーマの選定に当たっては、平成 28 年 2 月に政策評価審議会によって示された「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」及び常時監視活動を通じて把握した行政上の課題を踏まえつつ、以下の五つの点を考慮して検討するものとする。その際、対象分野の調査実績、優先度合い、調査のタイミング等にも留意する。

（考慮すべき五つの点）

- ① 内閣の重要課題か
- ② 行政運営の改善により解決すべき課題があるか
- ③ 実地調査により実態を把握する必要があるか
- ④ 第三者的な視点が生かせるか

⑤ 制度発足後一定期間が経過し、効果を検証することが必要か

令和 2 年度に新たに調査を実施するテーマ及び 3 年度以降の調査実施を検討しているテーマは、別表のとおりとする。令和 2 年度は、特に、生活者の視点も含め客観的な観点から行政の実態や課題を把握し、行政自らの改善につなげていくことを重視して、調査の準備及び調査結果の分析を行う。なお、別表に掲げたテーマは、調査の企画・検討の過程で明らかになったニーズや緊急のニーズを踏まえ、必要に応じて、年度途中においても見直すことを妨げない。また、管区行政評価局等は、上記を踏まえ、地域に密着した現地的な課題があるテーマを選定する。

さらに、個別に掲げたテーマ以外にも、関係機関の要請等を踏まえた連携調査を実施する。当面、マイナンバーカードの普及、ワンストップ化や IT 活用を通じた国民の手続負担軽減をにらみ、必要に応じて行政手続の実態について調査を行う。

(3) 調査の実施

調査の実施は、従前は①年間を 4 か月ごとの期間に分けて計画的に行う方法を原則としてきたが、②問題意識を絞って短期に集中して行う方法や、③状況に応じて機動的に行う方法などの実績も上がってきたことに鑑み、テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的に方法を選択して行う。その際、調査の円滑な実施のために、管区行政評価局等における調査要員の弾力的な運用を行う。

調査の準備及び調査結果の分析に当たり、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見の活用に努めるとともに、関係者の意見等を積極的に把握する。

(4) 調査結果の公表

令和 2 年度以降、調査結果の公表は、法令等の特段の要請のない限り、結果報告をまとめた電子的なデータで行う。なお、公表時又は公表後の頒布等の必要から印刷物を作成することは妨げない。

また、調査により得られた国民、地域等にとって有益と考えられる情報については、ニーズのある者への迅速かつ積極的な提供の観点から、従来の調査や分析などの一連の作業が完了した後の報告によるだけでなく、随時のレポートなどの方法を工夫して公表していくものとする。なお、そのような場合にも、公表案件ごとに、正確性の確保等公表に当たって必要な配慮を欠いてはならない。

(5) 改善措置状況のフォローアップ等

調査結果に係る各府省の改善措置状況については、調査結果の公表時に、内容に応じて、原則 1 年から 2 年後までの間で特定した時点でフォローアップを行う。

フォローアップを行った結果、その時点で改善が十分に達成できていないことが明らかになった事項については、必要に応じて、フォローアップ結果の公表時に特定し、改善の徹底のため、その後の時点における措置状況の報告を求める。

なお、フォローアップを通じて新たな行政上の課題が把握された場合は、新たな視点での調査の実施を検討する。

2 政策評価の推進

政策評価については、政策の見直し・改善への一層の活用を図るため、以下の取組を行う。

その際、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見を活用する。

(1) 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

政府全体で推進されている EBPM の思考や分析手法は、政策の評価・監視や見直しにも有効なツールである。これを踏まえ、各行政機関の政策評価の推進や行政評価局自らが行う評価活動において積極的に活用する。

また、各行政機関、学識経験者及び総務省が連携し、総務省予算を活用した政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究に引き続き取り組む。これを通じて、適切な政策の仮説（ロジック）を構築した上で、データを得ながら政策効果の把握等を行い、関係行政機関の政策改善を支援するとともに、EBPM を生かした政策立案能力の向上を図る。

加えて、実証的共同研究により得られた知見を蓄積、整理し、研修等において活用することにより、各行政機関における EBPM の実践を後押しする。

(2) 目標管理型の政策評価の推進

これまでの改善方策や各行政機関における目標管理型の政策評価の実施状況を踏まえ、目標管理型の政策評価の実効性を高めるための取組を行う。

また、施策と当該施策の達成手段である事務事業に係る状況を一体的に把握・見直しできるように、引き続き目標管理型の政策評価と行政事業レビューとの連携を図る。

(3) 規制の政策評価の推進

規制の政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、平成 29 年 10 月から施行された規制の政策評価の制度改正（基本的評価手法として、想定される影響のうち特に遵守費用の定量化の重視等）を踏まえ、点検項目について重点化を図りつつ点検を実施する。また、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を踏まえ、規制の政策評価の実効性を高めるための取組を行う。

(4) 公共事業評価の推進

政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、現地の事業主体等から情報収集を行うなど、より事業やその評価の実態を踏まえた点検を、重点化を図りつつ実施する。また、公共事業評価の一層の質の向上等を図るための取組を行う。

(5) 租税特別措置等に係る政策評価の推進

政策評価における客観的なデータに基づく政策効果の検証を一層可能とするため、各行政機関の優れた分析方法を共有すること等を検討するとともに、政策評価における客観性及び厳格性を確保し、税制改正作業に有用な情報を提供するため、重点化を図りつつ点検を実施する。

(6) 政策評価に係る研修等の実施

政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。また、「政策評価ポータルサイト」を活用し、国民等への情報提供を行う。

3 行政相談

個々の相談事案への真摯な対応・迅速な解決を図るとともに、相談事案及び行政相談委員意見を端緒とした行政の制度・運営の改善を促進する。このため、以下の活動を展開するとともに、我が国に在留する外国人の増加も踏まえた共生社会の実現に向けた対応策など政府の重点課題への取組に鑑み、行政相談においても受付窓口等の更なる充実強化に努める。

また、令和 3 年度が行政相談委員制度 60 周年に当たることから、節目を迎える行政相談制度の今後を展望する記念事業の準備を行う。

(1) 行政相談委員との協働

行政相談委員としての経験年数や活動状況に応じたきめ細かな支援活動を展開し、公益社団法人全国行政相談委員連合協議会等と連携しつつ、行政評価局と行政相談委員との協働を推進する。

特に、定例相談所、行政相談懇談会などの行政相談委員の自主活動の活性化や行政相談委員が行政相談活動を通じて得られた行政運営の改善に関する意見の提出について、積極的な支援を行う。

また、行政相談委員の活動を通じて、地域社会における行政上の課題等の把握とともに、国民に身近な施策等の情報提供に努める。

さらに、行政相談委員制度 60 周年の記念事業の準備に当たり、行政相談委員の積極的な参加を促す。

(2) 国、地方公共団体、各種相談機関・委員等との連携

国の機関、地方公共団体や各種の相談機関・委員等との協力や関係構築に努める。特に、行政相談週間（令和 2 年度は 10 月 19 日～25 日とする。）を中心に開設する一日合同行政相談所や災害時における特別行政相談所においては、関係機関との連携を推進する。

(3) 社会の変化に対応する行政相談の実現

我が国に在留する外国人の増加に伴う、外国人との共生社会の実現に向けた政府の取組に鑑み、行政相談窓口における多言語対応の推進や外国人対応に係る関係機関との連携を図る。また、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、行政相談の受付などにおける人工知能（AI）等の新技術の導入の推進を図る。

(4) 相談情報等を活用した行政の制度・運営の改善

行政相談事案及び行政相談委員意見から得られる情報の分析・行政上の課題の抽出を行うとともに、行政苦情救済推進会議構成員の知見の活用や行政評価局調査との連携を図り、行政の制度・運営の改善につなげる。

(5) 地域に密着した広報活動

行政相談が国民に広く利用されるよう、行政相談制度や行政相談委員制度について、地域に密着した広報媒体を積極的に活用し、行政相談窓口の愛称「きくみみ」や行政相談のマスコット「キクーン」を活用するなど効果的な広報を実施する。その際、行政相談による改善事例の積極的な発信等を行う。

(6) 災害時における特別行政相談活動の実施

大規模な災害が発生した場合には、被災者への速やかな情報提供やきめ細かな相談対応を行うため、被災者への支援措置を講じている関係機関の窓口リストの提供、災害専用フリーダイヤルの開設、関係機関の協力を得てワンストップで相談に対応する特別行政相談所の開設など、迅速かつ的確に特別行政相談活動を実施する。

(7) 国際協力の推進

国際オンブズマン協会（IOI）、アジア・オンブズマン協会（AOA）等を通じて海外の苦情処理機関との知見の共有を図る。ベトナム社会主義共和国国家監察省、イラン・イスラム共和国総合監察機構、ウズベキスタン共和国議会人権擁護官及びタイ王国オンブズマンと取り交わした覚書に基づく活動を行うとともに、その他の国・地域の機関との交流も推進するなど、我が国の行政相談の仕組みの紹介等による国際的な貢献に努める。

4 その他

(1) 業務の質の向上に向けた取組

テクノロジーの活用も視野に、業務の効率化・高度化を進め、以下のとおり本質的な業務の質の向上に取り組む。

- ① リモートワークの整備やウェブ会議の活用による機動的な業務の実施
- ② データ分析のスキルや、専門分野の知識の習得など、職員の人材開発
- ③ 外部有識者・専門家との協働を可能とするワークプレイス変革や、行政改善に意欲がある地方公共団体との職員相互派遣など外部とのネットワークの強化

(2) プログラムの見直し

本プログラムについては、令和3年度当初までに見直すものとする。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条に基づき、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく評価に関して、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第 12 条第 1 項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

また、証拠に基づく政策立案（EBPM）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、点検の一段の見直し・改善に向けた検討を行う。

2 令和2年度から4年度までの3か年に実施する評価のテーマ

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価として実施するテーマは、平成28年2月に政策評価審議会によって示された「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」を踏まえて選定する。

令和2年度に実施するテーマは、元年度から引き続き実施する「死因究明等の推進」及び「外来種対策の推進」のほか、「不登校、ひきこもりの子供・若者支援」とする。また、令和3年度及び4年度に実施するテーマについては、「地理空間情報」に係る調査の具体化を検討する。

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

(別表)

【行政評価局調査テーマ】

令和2年度		令和3年度以降
早期に着手するもの	左記以外のもの	
○子育て支援 (産前・産後の支援) ○第4種踏切道の安全確保 ○都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継	◎不登校、ひきこもりの 子供・若者支援 ○指定管理者制度 ○涉外戸籍 ○遺留金 ○災害廃棄物対策 ○自衛隊の災害派遣 ○火山防災対策 ○木質バイオマス発電を めぐる木材の需給状況	○子ども・子育て支援 (子どもの放課後) ○高齢者の居住の安定 ○マンション管理 ◎地理空間情報 ○国の手数料等の納付方法 (キャッシュレス) ○生活エリアにおける 交通安全 ○防災気象情報 ○海洋汚染対策 ○都市農地の保全・活用 ○森林経営管理 ○スマート農業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別に掲げたテーマ以外にも、関係機関の要請等を踏まえた連携調査を実施。当面、マイナンバーカードの普及、ワンストップ化やIT活用を通じた国民の手続負担軽減をにらみ、必要に応じて行政手続の実態を調査 ・ 状況に応じて、機動的な調査を実施 ・ 調査テーマについては、年度途中においても必要に応じて見直し ・ 感染症対策については、新型コロナウイルス感染症に係る関係府省の取組状況等を見極めつつ、調査の実施を検討 		

(注) 上表中「◎」は「総務省が行う政策の評価」を、「○」は「行政評価・監視」を示す。

参 考 资 料

目 次

○ 子育て支援（産前・産後の支援）	1
○ 第4種踏切道の安全確保	2
○ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継	3
○ 不登校、ひきこもりの子供・若者支援	4
○ 指定管理者制度	5
○ 渉外戸籍	6
○ 遺留金	7
○ 災害廃棄物対策	8
○ 自衛隊の災害派遣	9
○ 火山防災対策	10
○ 木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況	11

※ 次ページ以降の「行政評価局調査テーマの概要」の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	子育て支援（産前・産後の支援）
<p>○ 産前・産後は、母親にとって、生活環境の変化による心身の負担に加え子育てへの不安を感じやすく、心身のケアや支援を必要とする時期である。近年は、核家族化、地域のつながりの希薄化等といった時代の変化も加わり、子育てに悩み、孤立する母親が増加し、産後うつや育児放棄、自殺に至るケースもみられる。</p> <p>○ このため、母子保健法（昭和40年法律第141号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づき、市町村は、「子育て世代包括支援センター」を設置するほか、「産前・産後サポート事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「産後ケア事業」等を活用し、母親に対する相談支援や心身のケアなど、産前・産後の支援に係る多様な取組を行うこととされている。しかしながら、地域における個々の取組の実態は、必ずしも明らかとなっていない。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、妊娠期から出産後にわたり切れ目のない支援を提供できる体制の整備を推進する観点から、地域における産前・産後の支援の実施状況等について実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺に子育ての悩みを相談できる人がいる人の割合や、子どもを預かってくれる人がいる人の割合が、この約10年間で3割程度減少したとの報告あり（第44回社会保障審議会児童部会（平成29年10月6日）資料） ・ 妊娠中や産後1年未満に死亡した妊産婦357人の死因は、自殺者が102人（28.6%）と最多（平成30年9月国立成育医療研究センター調査結果） ・ 全国の市町村のうち、「子育て世代包括支援センター」は983市町村（56.5%）で設置<平成31年4月>、「産前・産後サポート事業」は403市町村（23.1%）で実施<平成30年度>、「乳児家庭全戸訪問事業」は1,734市町村（99.6%）で実施<平成29年4月>、「産後ケア事業」は667市町村（38.3%）で実施<平成30年度>（厚生労働省資料） 	
想定調査項目	<p>① 支援が必要な対象者の把握状況</p> <p>② 産前・産後の支援の状況</p>
調査等対象機関 （予定）	内閣府、厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	第4種踏切道の安全確保
<p>○ 自動踏切遮断機の設置、踏切保安係の配置又は踏切警報機の設置のいずれも行われていない第4種踏切道は、事故発生率が高いものとなっている。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、第4種踏切道における安全の確保を推進する観点から、第4種踏切道の現状、その安全対策の実施状況等について実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切道の数は3万3,098か所、うち第4種踏切道は2,652か所（約8%）<平成30年度末現在> ・ 踏切事故の件数は228件、うち第4種踏切道で発生したものは34件（約15%）<平成30年度>。また、踏切道100か所当たりの踏切事故の件数は、第1種踏切道及び第3種踏切道^(注1)が0.69件に対し、第4種踏切道は1.28件（第1種及び第3種の約1.86倍）<平成30年> <p style="margin-left: 20px;">(注1) 第1種踏切道は自動踏切遮断機を設置するか踏切保安係を配置しているもの、第3種踏切道は踏切警報機を設置しているもの。第2種踏切道は、平成30年度末現在、存在していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき、踏切道の改良が行われているが、同法は、道路法（昭和27年法律第180号）による道路と鉄道とが交差する踏切道を対象としている。他方、第4種踏切道のうち約半数^(注2)は、道路法による道路以外の道路と鉄道とが交差 <p style="margin-left: 20px;">(注2) 平成26年度末時点において、第4種踏切道は2,917か所。このうち、道路法による道路以外の道路と鉄道とが交差するものは1,529か所（約52%）</p>	
想定調査項目	<p>① 第4種踏切道の現状</p> <p>② 第4種踏切道の安全対策の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	国土交通省、農林水産省、都道府県、市町村、事業者等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継
<p>○ 過疎化・少子高齢化などによる管理体制の不十分さや維持管理の負担感などを背景に、文化財の散逸の防止が緊急の課題となっており、その確実な承継を図ることが重要</p> <p>○ しかしながら、都道府県指定文化財（美術工芸品）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、その都道府県の区域内に所在することが前提とされていることから、売買や譲渡等により区域外に移動した場合、指定を解除される例が少ない。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、都道府県指定文化財を保護し、確実な承継を図る観点から、都道府県における指定解除の状況や区域外の移動に係る対応状況等の実態を明らかにし、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化庁は、文化財保護法の枠組みの中で、国指定だけでなく、地方公共団体指定を含む文化財の保存・活用を推進 ・ 都道府県は、文化庁が示す文化財保護条例の参考案を参照し、文化財保護条例を制定 ・ 都道府県は、条例により国の指定した文化財以外で、その都道府県の区域内にある文化財について指定できる一方、当該文化財が指定文化財としての価値を失った場合等には、指定を解除できるとされている。これについて、文化庁は、当該文化財が当該区域内に所在しなくなった場合、指定の解除要件に該当するものとして取り扱うことが適当であるとしている。 ・ 都道府県指定文化財の件数は、全国で2万1,994件（令和元年5月1日現在）。このうち、個人所有のものもある有形文化財の美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書等）は1万539件（47.9%） ・ 都道府県の文化財保護審議会においては、文化財が区域外に移動しても指定を継続できるような方策について検討を望む指摘あり 	
想定調査項目	<p>① 都道府県における指定文化財の区域外移動及び指定解除の現状</p> <p>② 都道府県における区域外移動に係る対応状況</p>
調査等対象機関 (予定)	文部科学省、都道府県（教育委員会）

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	不登校、ひきこもりの子供・若者支援
<p>○ 平成30年度の不登校児童生徒（義務教育段階）数は16万4,528人^(注1)と6年連続で増加し、過去最大。また、平成27年度の15歳～39歳までの広義のひきこもり^(注2)は推計数54.1万人^(注3)</p> <p>国では、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）や「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月）等により、不登校、ひきこもりなど困難を有する子供・若者への支援施策を推進</p> <p>○ 子供・若者の不登校、ひきこもり支援について、適切な支援体制により学童期（小学生）から思春期（中学生～おおむね18歳）まで切れ目なく支援を実施することは、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すために必要</p> <p>○ 本政策評価においては、学童期から思春期までの子供・若者を対象とし、不登校、ひきこもりに係る政策・施策及び事務事業の実施状況や効果を把握することにより総合的に評価する。</p> <p><small>(注1) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者（「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（令和元年10月17日文部科学省））</small></p> <p><small>(注2) 原則的に6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続け、ふだんどのくらい外出するかという質問に対して、①趣味の用事の時だけ外出する、②近所のコンビニなどには出掛ける、③自室からは出るが、家からは出ない、④自室からほとんど出ない、を選択した者（内閣府資料による）</small></p> <p><small>(注3) 「平成27年度 若者の生活に関する調査」（平成28年9月内閣府）</small></p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒数 12.0万人（平成25年度）→12.6万人（平成27年度）→14.4万人（平成29年度）、不登校（高等学校）5.3万人（平成30年度）前出^(注1) ・ 広義のひきこもり群のうち、15歳～19歳のひきこもりの状態になってからの期間 6か月～1年：20.0%、3～5年：80.0% 前出^(注3) 	
想定調査項目	○ 不登校、ひきこもりの子供・若者に対する政策・施策及び事務事業の実施状況及び効果の発現状況
調査等対象機関 (予定)	内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、市町村、関係機関

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	指定管理者制度
<p>○ 厳しい地方財政状況など経営資源の制約が強まる一方、少子高齢化等を背景として行政需要は確実な増加が見込まれる中で、引き続き質の高いサービスを提供するため、地方行政サービス改革の必要性が高まっている。こうした中、公の施設の管理についても、その在り方の検証及び見直しを行い、より効果的・効率的な運営に努めることが求められている。</p> <p>○ PFIや公共施設等運営権（コンセッション）等の多様な官民連携手法が整備される中で、適切な管理運営手法の選択と選択した手法の効果的な活用を通じて公の施設のより効果的・効率的な運営を推進する観点から、指定管理期間終了時等における管理手法の選択・見直しの実態、公募前対話や指定管理者の裁量の拡大など民間参入を促す取組の実施状況等を調査し、指定管理者制度がより一層効果的に活用される上での課題を整理する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度は、民営化・民間化などの行政改革の流れの中、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、住民サービスの向上と管理経費の縮減等を意図して平成15年度に発足。業務範囲や管理の基準は条例で定められ、指定には議会の議決が必要 ・ 指定管理者制度導入施設は、制度発足以降増加してきたが、直営に戻す事例も増加傾向にあり（注）、近年は頭打ち（平成30年4月1日現在7万6,268施設） <small>（注） 総務省自治行政局による3年に1度の調査によれば、572施設（平成21年）→631施設（平成24年）→767施設（平成27年）→791施設（平成30年）</small> ・ 公募によらず従前の指定管理者を再指定している施設が制度導入施設の47%（平成30年4月1日時点） ・ 民間事業者（株式会社、NPO、学校法人、医療法人、共同企業体等）参入率は、徐々に上昇しているが、平成30年4月1日時点で40% 	
想定調査項目	<p>① 施設とその管理の在り方の検証・見直し、管理手法の選択・見直しの実態</p> <p>② 民間参入を促す取組の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	涉外戸籍
<p>○ 在留外国人の増加等を背景に、涉外戸籍事件については、窓口での説明や書類審査に膨大な時間や労力を要している状況</p> <p>○ このような状況や、新たな在留資格の創設により、今後、外国人の受入れが進むとともに、日本人との共生も進んでいくことを踏まえ、窓口である市町村における涉外戸籍事件（婚姻届）の事務処理等の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国に在留する外国人は、令和元年6月末時点で283万人となり、過去最多を更新。こうしたことを背景に、戸籍事件本人の一部又は全部が外国人である涉外戸籍^(注)事件も増加の一途とする市町村あり ・ 婚姻届などは、国籍によって必要書類が異なるため、窓口での説明や書類審査に膨大な時間や労力が費やされているとされており、市町村の現場では、法務省に対し、国別・事件別の添付書類のデータベースの整備などを要望 ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の改正（平成31年4月施行）に伴う新たな在留資格の創設により、今後、外国人の受入れが進むとともに、日本人との共生も進んでいくことを踏まえると、適切かつ効率的な「涉外戸籍」が一層重要 <p><small>(注) 「涉外戸籍」は、日本人に関する戸籍事務と同様に、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、市町村が行う事務であり、第一号法定受託事務</small></p>	
想定調査項目	<p>① 市町村における涉外戸籍事件（婚姻届）の受付・処理状況、管轄法務局等への疑義照会の状況等</p> <p>② 法務本省・法務局等における市町村からの疑義照会への対応状況</p>
調査等対象機関 (予定)	法務省、市町村等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	遺留金
<p>○ 超高齢社会の進行や家族のつながりが希薄化する中、急増する一人暮らしの高齢者などの死亡の際、市町村では、埋火葬後、残余遺留金が相続財産管理人の選任のための予納金に満たない場合は、結果として、法令に根拠のない遺留金を歳計外現金として保管せざるを得ない状況</p> <p>○ このような状況を踏まえ、市町村における遺留金の事務処理等の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超高齢社会の進行や家族のつながりが希薄化する中、近年、一人暮らしの高齢者が急増 ・ 一人暮らしの高齢者などが死亡した場合、死亡した者の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づき、死亡地の市町村が埋火葬を行い、その費用についてはまずは死亡した者の遺留金を充て、不足するときは当該市町村が負担 ・ 埋火葬後の遺留金の処理については、生活保護法（昭和25年法律第144号）以外に明確な規定がないため、相続人のあることが明らかでない場合、埋火葬の費用に充当した後の残余遺留金等の相続財産は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき、当該市町村（利害関係人）の請求により家庭裁判所が選任した相続財産管理人によって処分手続が行われ、最終的には国庫に納付 ・ しかし、残余遺留金が当該請求に必要な経費（予納金）に満たない場合には、当該請求を行うことが困難であるほか、相続人がいる場合であっても残余遺留金の受取を拒否されることもあり、結果として、当該市町村は、法令に根拠のない遺留金を歳計外現金として保管せざるを得ない状況 ・ 指定都市では、一人暮らしの高齢者数の増加に伴い、保管する遺留金の額も増加傾向にあると指摘。中には、遺留金の保管根拠等を明確にした条例を制定する指定都市もあり 	
想定調査項目	<p>① 市町村における身寄りのない独居人の埋火葬の実施状況</p> <p>② 市町村における遺留金の事務処理の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	法務省、市町村等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	災害廃棄物対策
<p>○ 近年多発する災害からの復興を早期に進めるためには、災害由来の災害廃棄物の処理を迅速・的確に行う必要がある。しかしながら、地方公共団体によっては、①災害廃棄物処理計画の策定が進んでいないもの、②策定された災害廃棄物処理計画が活用できていないものがあるほか、③災害の規模によっては、廃棄物の処理を被災市町村のみで行うことには限界があり国・都道府県等との広域連携が必要となるなどの状況にある。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、発災前の災害廃棄物処理計画の策定状況や、被災地域と同一の都道府県内や都道府県域を超えた広域連携の状況を把握することにより、災害からの早期の復旧の鍵となる災害廃棄物対策に関する課題を整理する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき行われ、この2法により、市町村等が処理を行う比較的小規模な災害廃棄物処理から、環境大臣が地方公共団体の廃棄物の処理を代行する大規模な災害廃棄物処理まで行われることとなっている。 ・ 都道府県及び市町村は、廃棄物処理法に基づく基本方針により災害廃棄物処理計画を策定することとされている。しかしながら、平成31年3月1日時点において指定都市の策定率は70%であるのに対し、人口規模が10万人未満の市町村では策定率は25%にとどまっている。 ・ 大規模災害が発生した場合、被災した地方公共団体のみで災害廃棄物を処理することは困難であることから、災害対策基本法に基づく環境大臣による代行等が予定されており、実際の処理には他の都道府県、市町村による支援が欠かせないものとなっている。 	
想定調査項目	<p>① 災害廃棄物処理計画の策定状況</p> <p>② 発災後の災害廃棄物処理の運用状況</p> <p>③ 災害廃棄物処理の広域処理の計画等の状況</p> <p>④ 国の地方公共団体に対する支援状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、経済産業省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	自衛隊の災害派遣
<p>○ 近年、台風・地震等の大規模災害が頻発する中、防衛省は、天災地変等の災害に際し、人命・財産の保護を目的とする応急的な救援活動として、自衛隊の災害派遣を実施</p> <p>○ 自衛隊の災害派遣がより有効に機能するためには、防衛省・自衛隊と地方公共団体等との更なる緊密な連携が求められる。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、今後の災害対応に資する観点から、防衛省・自衛隊と地方公共団体等との間における過去の災害派遣時における連携状況や、平素からの連絡・協力状況等の実態を把握し、連携等の強化に向けた課題を整理する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の災害派遣活動の内容には、被害状況の把握、避難の援助、搜索救助、水防活動、道路啓開（がれき等の除去）支援、応急医療、防疫、緊急輸送、炊飯・給水等がある。 ・ 自衛隊の災害派遣は、緊急性、非代替性及び公共性の観点を総合的に勘案して判断され、①都道府県知事等からの要請に基づく派遣と、②事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の自主派遣とに大別される。 	
想定調査項目	<p>① 過去の災害派遣時における防衛省・自衛隊と地方公共団体等との連携状況</p> <p>② 災害発生に備えた防衛省・自衛隊と地方公共団体等との平素からの連絡・協力状況</p> <p>③ 自衛隊の災害派遣活動を円滑に実施するに当たってのあい路</p>
調査等対象機関 (予定)	防衛省、内閣府、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	火山防災対策
<p>○ 平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、国は、27年に活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）を改正して、火山災害警戒地域の都道府県や市町村に対し各種防災対策を義務付けるなど、対策を強化し取組を推進しているが、それらの対策が十分に進捗していない状況がみられる。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、国、都道府県及び市町村における火山防災対策の取組状況を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> 火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な常時観測火山は、国内に50火山あり、そのうち周辺に住民や登山者等が存在する49火山について、火山現象の影響範囲のある23都道府県、167市町村（延べ190市町村）を火山災害警戒地域に指定 都道府県及び市町村において地域防災計画に警戒避難体制に関する事項の記載が義務化されたが、必要事項を全て記載済みのものは190市町村のうち121市町村（令和2年1月31日時点） 49の常時観測火山のうち退避壕や退避舎等の避難施設が整備されていないものが21火山（平成30年3月1日時点） 火山活動の度合いに応じて5段階で住民等に注意を促す「噴火警戒レベル」が導入されているが、市町村への噴火警戒レベル情報等の提供の遅れが指摘 	
想定調査項目	<p>① 国における火山防災対策の推進状況</p> <p>② 都道府県及び市町村における火山防災対策の取組状況</p> <p>③ 地域住民等への火山防災情報の周知状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、総務省、国土交通省、都道府県、市町村、関係施設等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和2年度
テーマ	木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況
<p>○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）により推進されている木質バイオマス発電事業において、その買取価格は、燃料由来により区分。また、同発電事業の認定審査は、①燃料の安定調達、②既存木材利用事業者の木材利用への影響等の観点から実施</p> <p>○ このため、関係機関において、木質バイオマスの需要動向を的確に把握・分析し、事業認定の適正性を確保することが重要となるが、①同発電事業者の燃料調達に係る計画と実績とのかい離、②既存木材利用事業者の木材調達への負の影響等の課題がみられる。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、木質バイオマス発電に係るFIT制度の適切な運用を図る観点から、木質バイオマス発電事業者における燃料利用等の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FIT制度において、木質バイオマス発電の買取価格は、一般木質バイオマス由来や建設資材廃棄物由来のものに比べ、間伐材等由来のものを最も高く設定。その買取費用は、電気料金の一部として電気使用者が支払う「再生可能エネルギー発電促進賦課金」により賄われている。 ・ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）においては、「木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、安定的な燃料調達が可能となるよう、地方公共団体等と連携し、計画段階から、施設設置者が原木供給者と合意形成できるようにする」とされている。 	
想定調査項目	<p>① 木質バイオマス発電事業者における燃料調達に係る事業計画と実績</p> <p>② 木質バイオマス発電設備の稼働状況</p> <p>③ 木質バイオマス発電事業実施地域における既存木材利用事業者の木材の調達状況</p>
調査等対象機関 (予定)	農林水産省、経済産業省、都道府県、市町村、関係団体、事業者等